

平成26年度 国民年金保険料を改定

平成26年度 国民年金保険料	改定後	改定前
	15,250円	15,040円

口座振替や前納納付をご利用いただくと、保険料が割引になる制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

保険料の免除制度

保険料の納付が困難な方には免除制度があります。また、学生や所得の低い30歳未満の方には保険料を後払いできる制度もあります。保険料の未納があると年金を受給できない場合があります。納付が困難などの理由で免除制度の利用を考えている方は、お早めに【下記】にご相談ください。

問い合わせ

千葉年金事務所(中央区・若葉区・緑区) ☎242-6328
 幕張年金事務所(花見川区・稲毛区・美浜区) ☎212-8622
 ・各区役所保険年金課
 中央区 ☎221-2133 ☎221-2680 若葉区 ☎233-8133 ☎233-8164
 花見川区 ☎275-6278 ☎275-6371 緑区 ☎292-8121 ☎292-8160
 稲毛区 ☎284-6121 ☎284-6190 美浜区 ☎270-3133 ☎270-3193
 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

エンゼルヘルパー派遣事業と病児・病後児保育事業の利用料を改定

市では、産前産後の家事や育児を手伝う「エンゼルヘルパー派遣事業」と、病気の回復期などで保育所などに預けることができないお子さんをお預かりする「病児・病後児保育事業」を実施しています。

4月の消費税の引き上げに伴い、これらの利用料を改定します。

エンゼルヘルパー派遣事業の利用料(1回2時間)

改定後	改定前
1,650円	1,610円

病児・病後児保育事業の利用料(1日)

改定後	改定前
2,050円	2,000円

問い合わせ 保育支援課 ☎245-5105 ☎245-5629

家庭ごみ手数料収入の使い道

市では、家庭ごみや粗大ごみの手数料収入をリサイクル等推進基金に積み立て、ごみ減量などの普及啓発、リサイクル活動、適正処理に活用しています。

収入

平成26年度基金積み立て額(見込み)	10億7,984万3,000円	内訳	家庭ごみ手数料収入 7億6,640万円 粗大ごみ手数料収入 1億7,144万6,000円 25年度からの積立 1億4,199万7,000円
--------------------	-----------------	----	---

使い道 平成26年度実施事業充当額(予定) 7億423万5,000円

家庭ごみ手数料徴収運営(5億7,271万5,000円)

- 指定袋の製造・保管・管理など
- 手数料収納業務
- 紙おむつ使用世帯への指定袋無料配布
- 資源物・不燃ごみの祝日収集
- 高齢者などのごみ出し支援
- ごみステーション管理支援
- 使用済小型家電の拠点回収
- 不法投棄・不適正排出対策

ごみ減量の推進(1億962万4,000円)

- 生ごみ減量処理機等購入費補助
- 段ボールコンポスト製作講習会
- 生ごみ分別収集特別地区事業
- 剪定枝チップ機貸し出し事業
- 生ごみ資源化アドバイザー養成・派遣
- ちばルール協定店と連携したPR
- 未就学児向け啓発
- ごみ分別スクール、ヘラソーズ
- 若年層向け啓発
- エコレンピ料理講習会
- 広報誌・啓発品の製作
- 古紙・布類の分別収集・集団回収

ボランティア清掃活動の支援(283万9,000円)

- ごみ袋や清掃用具の支援

粗大ごみの収集(1,905万7,000円)

- 手数料納付券製作・管理
- 手数料収納業務

平成27年度への基金積み立て額(予定) 3億7,560万8,000円

生ごみ減量処理機等購入費補助上限額を拡充します

市では、「生ごみ減量処理機」や「生ごみ肥料化容器」を購入する方に、購入費の一部を補助しており、4月1日(火)から【下記】のとおり拡充します。



生ごみ減量処理機(乾燥減量型、分解消滅型)

税込みの販売価格の2分の1(上限35,000円、100円未満切り捨て)を補助します。5年間で1基まで。
 *必ず購入前に、廃棄物対策課へ申し込みをしてください。申請書類などは、購入後に市へ提出していただきます。



生ごみ肥料化容器(コンポスト容器、密閉処理容器)

税込みの販売価格の3分の2(上限4,000円、100円未満切り捨て)を補助します。5年間で2基まで。
 *指定販売店で購入し、申請書類を記入・提出してください。指定販売店については、廃棄物対策課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 廃棄物対策課 ☎245-5067 ☎245-5624

3/24表彰

第93回

地域社会貢献者・寄附行為者

地域社会に貢献された方々や、公共のために多大な寄附をされた方々33人・30団体に対し感謝状を贈り、その功績をたたえました。(順不同・敬称略)

地域社会貢献者

飯島彰・飯島百合子 飯野
 淑子 石橋誠 太田洋一
 大坪亨 小川真由美 金子
 早希 金子真人 川崎聡・
 川崎幸代 木村彰伸 黒木
 利知・黒木二三子 酒井
 栄蔵 酒井康道 瀬尾布美
 関たか子 高橋肇 富樫
 五郎・富樫博子 奈須隆康
 橋本康治 長谷川敦嗣

寄附行為者

宮城康司 宮澤雄介 さく
 ら会ボランティア 千葉地
 区BBS会淑徳大学 仁戸
 名月の木市民緑地の会 仁
 戸名南市民緑地の会 ハミ
 ングバード
 ティンク・アシスト 稲毛
 すみれ会 カラーコン株式
 会社 敬愛大学学友会執行
 部 在日本朝鮮千葉県千葉
 地域商工会 さちのわ 宗
 教法人真如苑 NPO法人
 生活習慣病防止に取り組む
 市民と医療者の会 株式会
 社千葉銀行 一般社団法人
 千葉県LPガス協会 一般
 社団法人千葉県宅地建物取
 引業協会千葉支部 一般社

問い合わせ 秘書課
 ☎(245) 5010
 ☎(245) 5529

団法人千葉県トラック協
 会 千葉県トラック協会千
 葉支部 NPO法人ちば市
 民舞踊結舞城 千葉商工会
 議所女性会 東京ガス労働
 組合東地域支部千葉地域連
 絡会 としょかんふれんず
 千葉市 日蓮宗千葉県東部
 宗務所 日本アマチュア歌
 謡連盟千葉市中央支部 ハ
 クビ京都市もの学院千葉師
 範会 初芝清後援会 富国
 生命保険相互会社千葉支
 社 株式会社ベネッセコ
 ーポレーションエリア戦
 略推進部 株式会社ワイ
 ズマート 匿名6人

個人のプライバシーに配慮しましょう

「千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を作成

本ガイドラインは、防犯カメラの設置者などが自主的に実施すべき事項を定めたものです。防犯カメラを設置、運用する際は、内容を順守するようお願いいたします。ガイドラインの詳細はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。また、チラシを各区役所地域振興課で配布しています。

◆ガイドラインの概要

- 次のすべてに該当する防犯カメラが対象になります。
 - 犯罪防止を目的とするもの(副次目的とする場合も含む)
 - 道路、公園・広場、商業施設、レジャー施設などで不特定多数を撮影対象とするもの
 - 録画装置を有し、かつ継続的に設置・撮影するもの
- 留意すべき事項など
 - 設置の目的を明確にする。
 - カメラが設置されていることを分かりやすく表示する。
 - 設置者は管理責任者、取り扱い担当者を指定する。
 - 防犯カメラの画像や画像から知り得た情報をみだりに漏らさない。
 - 防犯カメラの画像は、原則、設置目的以外に利用し、または提供しない。
 - ガイドラインの内容に沿った管理規程を作成する。

公衆への客引き行為などへの規制が強化されました

～千葉県迷惑防止条例が改正～

4月1日(火)に、県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(迷惑防止条例)の一部を改正する条例が施行され、不当な客引き行為などに対する規制が強化されました。詳しくは、お問い合わせいただくか、県警ホームページをご覧ください。

◆不当な客引き・スカウト行為の規制を追加、厳罰化

新たに、性風俗店や接待飲食店などの客引きや誘引行為、スカウト行為、客待ち行為が規制の対象になりました。また、これらの行為を他人に行わせることも禁止されました。

【罰則】 懲役6カ月以下または罰金100万円以下など

◆繁華街での客待ち規制区域の指定(県公安委員会規則)

中央区の次の繁華街が客待ち規制区域に指定されました。

- 富士見1・2丁目の全部
- 新千葉1丁目、本千葉町の一部

 これらの区域において、客引きの目的で「うろつく」「とどまる」などの公衆に不安・迷惑を感じさせる「客待ち行為」をすることも、警察官や公安委員会の中止命令などの対象になりました。

問い合わせ ・市民サービス課 ☎245-5264 ☎245-5550
 ・県警本部風俗保安課(迷惑防止条例に関すること) ☎201-0110

